

**公共調達 の適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
1 大阪労働局第2庁舎レイアウト変更工事 大阪市中央区盤町1-3-8 26.9.2~26.9.28	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 小林 淳 大阪市中央区大手前4-1-67	26.9.2	星光ビル管理(株)大阪中央営業所 大阪市中央区伏見町4-4-1	別紙のとおり	3,138,480	2,430,000	77.4%					
2 岸和田市役所外2施設におけるハローワーク常設窓口設置に伴う電源工事 岸和田市岸城町7-1外2件 26.9.2~26.11.16	支出負担行為担当官 大阪労働局総務部長 小林 淳 大阪市中央区大手前4-1-67	H26.9.2	(株)東和総合サービス 大阪市西区阿波座1-5-2	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号	1,353,240	1,142,640	84.4%					

契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎レイアウト変更工事
随意契約によることとした理由	平成26年11月1日から雇用保険電子申請事務センターが大阪労働局第2庁舎に設置されることとなり、レイアウト変更工事を行う必要が生じたが、入居するビルの所有者である株式会社藤木工務店が、星光ビル管理株式会社大阪中央営業所を施工業者として指定しており、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	